

亡くなられた方が鶴見区以外の住所の場合、当該の市区町村へ問い合わせ願います。

亡くなられた方の手続きについて（ご案内）

お気軽に職員に声をかけてください。

鶴見区役所（代表電話）
電話 06-6915-9986

火葬が終わっている場合は、既に死亡届を提出済ですので、死亡届の再提出は不要です。

火葬許可証は、斎場で火葬を行った後に火葬済の証明印が押されたうえで返却されます。納骨される際にこの証明が必要になりますので、大切に保管願います。

亡くなられた方の
住民票の除票、戸籍謄本等

住民票の除票は住所が、戸籍謄本は本籍が大阪市内にあれば鶴見区役所で発行できます。住民票の除票は必要とする理由がわかる書類の提示が必要ですので、詳しくは事前にお問い合わせください。

1階 4番窓口
窓口サービス課（住民情報）
(6915-9963)

※住民票や戸籍の死亡記載には時間がかかりますので、死亡届から2週間以内に請求される場合は、事前に住所地や本籍地の市区町村にお問い合わせ願います。

その他の手続き窓口について

※ 手続きの方法や期限など、詳しくは各担当までお問い合わせください。

◎ 保険・年金のこと

国民健康保険に
加入している方

後期高齢者医療に
加入している方

資格喪失の届出・
保険証の返却

葬祭費の申請
※申請に必要な書類があります

国保	後期高齢
<input type="checkbox"/> 火葬許可証（原本） <input type="checkbox"/> 申請者の本人確認ができるもの <input type="checkbox"/> 振込み口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 印鑑（認印）	<input type="checkbox"/> 葬儀の領収証（亡くなられた方と葬儀を行った方の氏名が明記されているもの） <input type="checkbox"/> 振込み口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 印鑑（認印）

3階 31番窓口
窓口サービス課(保険)
(6915-9956)

国民年金(第1号)に加入し、
年金を受給していない方

国民年金を受給している方
(障害・遺族基礎年金等)

国民年金(老齢年金)・
厚生年金等を
受給している方

死亡の届出
(死亡一時金など対象の場合あり)

死亡の届出
(未支給年金など対象の場合あり)

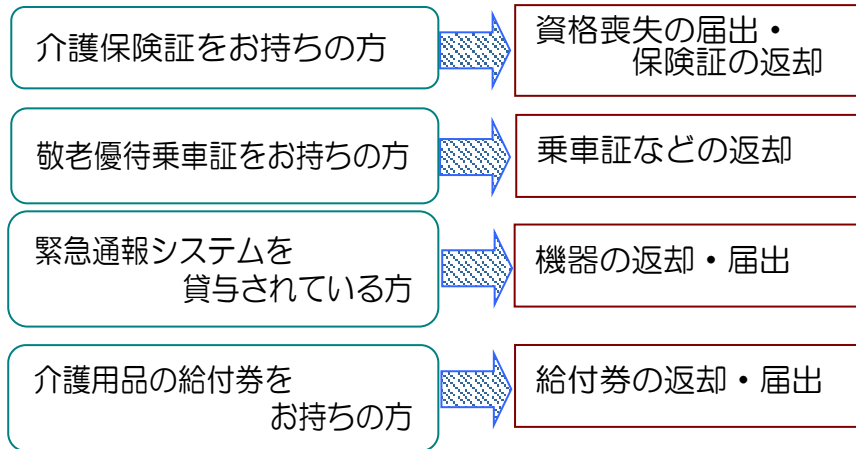
死亡の届出
(未支給年金など対象の場合あり)

城東年金事務所(6932-1161)
城東区中央1-8-19

※申請に必要な書類等あらかじめ電話で確認してください。

◎ 介護・保健・福祉のこと

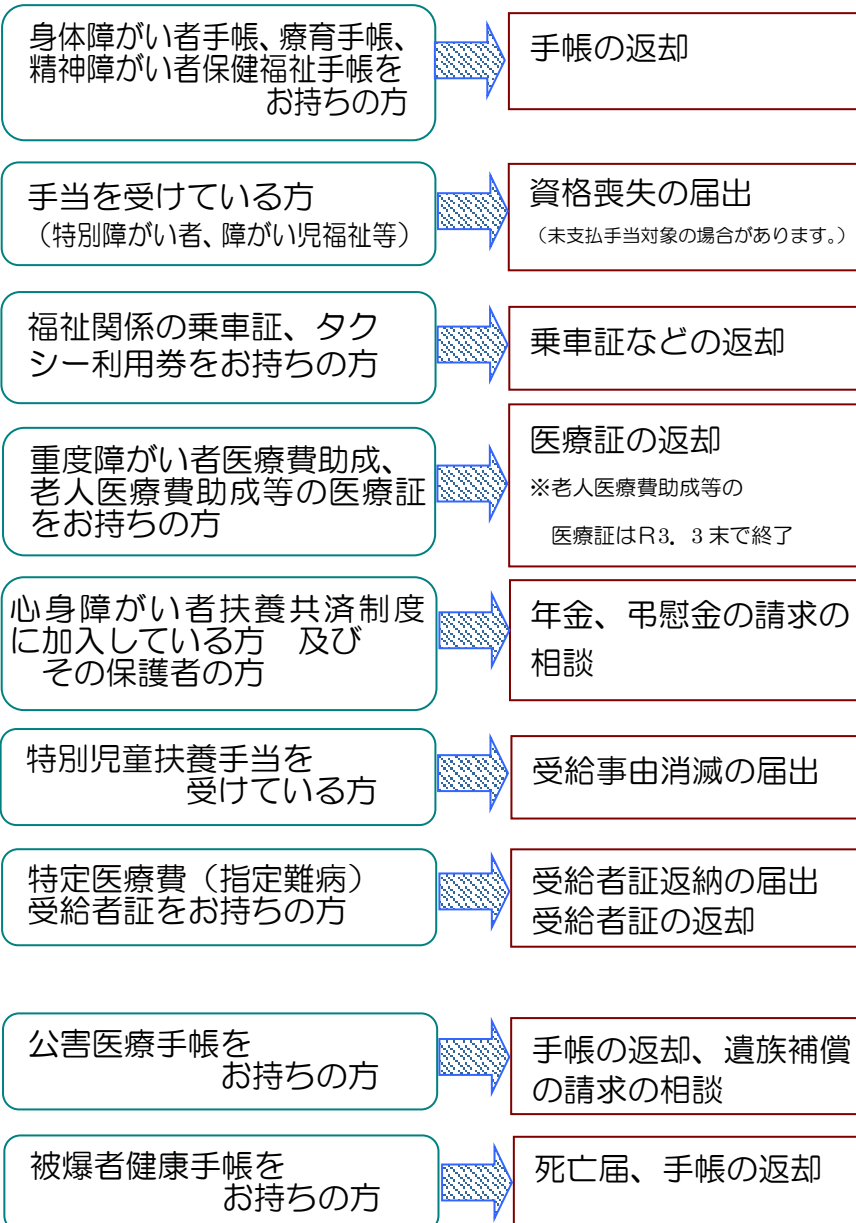
● 高齢の方



1階 10番窓口

保健福祉課(高齢者支援)
(6915-9859)

● 障がい・特定疾患等のある方



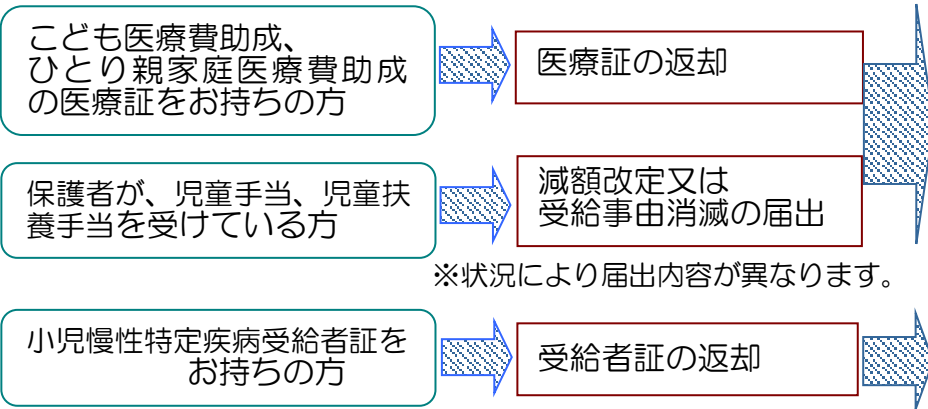
1階 13番窓口

保健福祉課(障がい者支援)
(6915-9857)

1階 11番窓口

保健福祉課(健康づくり)
(6915-9882)

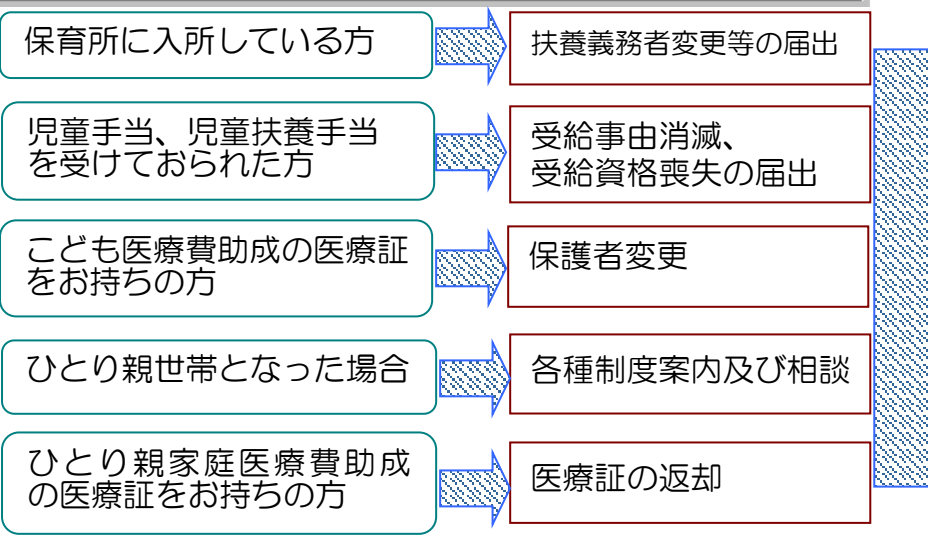
● 18歳以下の方※18歳に達した後、最初の3月31日を迎えておられない方



1階 12番窓口
保健福祉課（子育て支援）
(6915-9107)

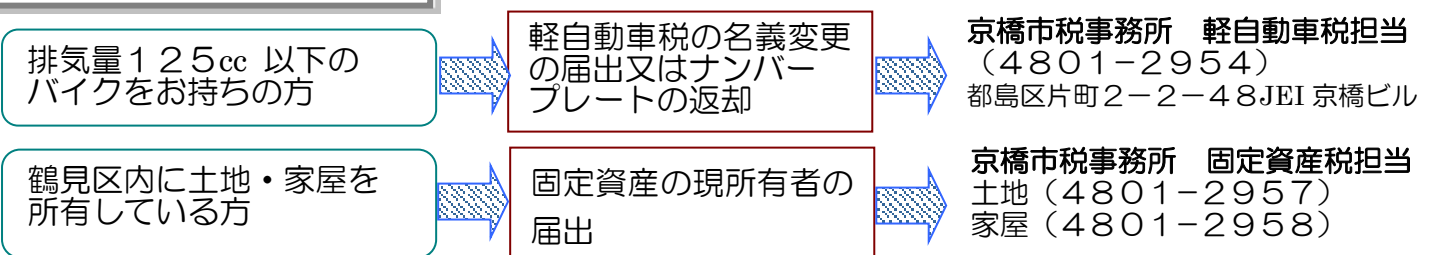
1階 11番窓口
保健福祉課（健康づくり）
(6915-9882)

● 18歳以下※のお子さんを扶養していた方
※18歳に達した後、最初の3月31日を迎えておられない方



1階 12番窓口
保健福祉課（子育て支援）
(6915-9107)

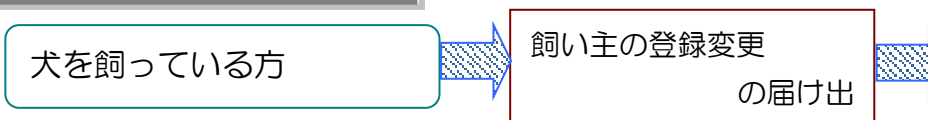
◎ 税金のこと



※ 他の市区町村に土地・家屋をお持ちの方は、それぞれの市区町村の固定資産税担当課に現所有者変更の届け出をしてください。なお、年内に相続登記をされる場合は、届け出をしていただく必要はありません。

※ 住民税（市・府民税）・固定資産税の口座振替名義人の変更等を希望される方は船場法人市民税事務所（管理担当・4705-2948）へご相談ください。

◎ その他暮らしのこと



1階 11番窓口
保健福祉課（生活衛生）
(6915-9973)

※ 新たな飼い主の方の住所地窓口でお手続きをお願いします。

他の行政機関・公共的機関等

あらかじめ電話などで確認してください。

手続きの種類	手続きの内容	手続き窓口
軽自動車の 廃車や名義変更	廃車の届出又は名義変更の届出	軽自動車検査協会大阪主管事務所 050-3816-1840(住之江区南港東)
普通自動車の 廃車や名義変更	廃車の届出又は名義変更の届出	なにわ自動車検査登録事務所 050-5540-2059(住之江区南港東)
相続等について	預金等の相続	銀行、郵便局等へお問い合わせください。
	不動産の相続 不動産の所在地を管轄している法務局	鶴見区の管轄は、大阪法務局 電話 06-6942-9476
	遺言や相続放棄等のご相談	大阪家庭裁判所 電話 06-6943-5321
電気・ガス・電話	口座振替の名義変更または廃止(解約)	ご加入の事業者にご確認ください。
水道	口座振替の名義変更または廃止(解約)	水道局お客様センター 電話 06-6458-1132
生命保険	保険金等の請求	ご加入の保険会社・販売所・カード会社にお問い合わせください。
新聞・クレジットカード	解約等	お問い合わせください。

※この案内は、令和3年1月現在で作成したものです。窓口・電話番号や手続き方法などが変わる場合がありますので、ご承知おき願います。

鶴見区役所案内図

